

けんぽQ&A

Series67

Q 所得税法の扶養親族と健康保険の被扶養者の違いを教えてください。

A 健康保険上の被扶養者としての所得要件と所得税法上の扶養親族等としての所得要件には関連深いものはありますが、所得税法上の扶養親族等に対する控除は、納税義務者の個人的事情を斟酌して、できるだけ税負担をその負担能力に合致させようという趣旨で定められた制度になります。

つまり、両者は本来の制度の目的を異にしているため、必ずしも同一のものであるとはいえません。

所得税の扶養控除を受けられる方が健康保険の被扶養者となるわけではありません。

健康保険の被扶養者となれる条件

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者によって生計を維持されている人
- ② 被保険者の三親等内の親族で①以外の人で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持されている人
- ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母および子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持されている人
- ④ ③の配偶者の死亡後における父母および子であって引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する人

被扶養者となる人には年間収入が決められているので注意する必要があります。

60歳未満・・・130万円未満

60歳以上・・・180万円未満